

## 浜松光医学財団における公的研究費不正防止計画について

公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) (平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正)」で要請されている「不正防止計画」を策定する。

### 1. 公的研究費の不正防止に向けた管理責任体制の整備

不正防止計画の策定及び推進により公的研究費の不正防止に努め、実効ある取組を徹底するため、統括管理責任者は、不正防止計画に基づく具体的な対策を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

### 2. 不正防止に向けた具体的取組の実施

#### (1) 現金支出等の原則禁止

現金払い及び振込用紙による支払いを原則禁止する。ただし、出張先で予期せず現金支出が必要になった場合に、やむを得ず構成員が現金による立替払いを行うことを妨げるものではない。

#### (2) 物品購入に係るルール of 明確化・統一化

- ① 当財団に納入されるすべての物品の検収は、基本的に運営管理室経理担当者が実施する。
- ② 物品検収の事務の流れについては、当財団内の関係者及び納入業者に対して周知徹底する。
- ③ 役務の提供を受けた場合も、物品の検収と同様、基本的に運営管理室が実施する。

#### (3) 出張の事実確認

- ① 出張者が出張命令書(兼報告書)を作成するに当たり、用務内容によって次の手続きを行うこととする。
  - (ア) 研究打合せ等の用務である場合は、出張命令書(兼報告書)に、用務の概要、訪問先、宿泊先、相手方の所属・氏名を記載する。(※報告内容に基づき、内部監査等の際に、直接相手方に事実確認を行う場合がある。)
  - (イ) 学会出席等の用務である場合は、出張報告(記録)書に、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付する。
- ② 内部監査部門は、無作為抽出による出張の事実確認を不定期に実施する。

#### (4) 研究補助者の雇用管理

研究補助者の勤務状況確認等の雇用管理については、構成員任せにならないよう、原則として運営管理室が実施する。

- ① 研究補助者を雇用する場合は、勤務条件等を記載した書面を交付する。
- ② 研究補助者本人が、出勤表(兼実施報告書)を運営管理室に提出することとし、業務内容等について研究補助者本人から直接、事実を確認する。
- ③ 運営管理室は、無作為抽出による勤務状況の事実確認を不定期に実施する。

## 別添 2

### (5) 換金性の高い物品の管理

- ① 換金性の高い物品のうちパソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ等については、公的研究費で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することにより、適切に管理する。
- ② 金券類（図書カード、QUO カード、各種商品券・ギフト券等）については、受払簿（様式任意）を作成することにより数量等を管理し、運営管理室が管理する金庫に受払簿と併せて保管する。

### (6) 取引業者との契約

取引業者と契約書を締結する場合は、不正な取引を防止するため、不正に関与しないこと等に関する誓約書（別添様式）を提出させる。

### (7) 予算執行状況の監視等

経理担当者は、定期的に予算の執行状況を把握し、適正かつ円滑な予算執行を行う。特に、毎年度 12 月末日現在で、年度当初の予算額に対し 50% 以上の残額が生じている研究費については、研究者に注意を促すとともに、必要に応じて執行の遅れの理由について確認する。

### (8) 事務処理手続き及び公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口

当財団における事務処理手続き及び公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口は、運営管理室とする。

### (9) 内部監査体制の強化

研究費に係る事務の適正な執行を図るため、最高管理責任者が指名する者からなる内部監査部門を設置し、定期的又は不定期に内部監査等を実施する。内部監査等の結果については、実施毎に取りまとめ、財団内に周知する。

### (10) 監事との連携

監事が、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体からの観点から確認等を行うことができるように、不正防止計画推進担当者及び内部監査部門は、監事に情報提供等を行い、監事との連携を図る。

## 3. 不正の通報窓口及び通報者の保護等

### (1) 通報窓口

研究費の不正の通報窓口は、内部監査部門とする。

### (2) 通報者に対する保護

研究費の不正使用について通報した者及び相談した者（以下「通報者」という。）に不利益が生じないよう十分注意するとともに、「公的研究費の不正使用に係る通報及び調査に関する取扱いについて」により通報者が保護されていることを周知する。

### (3) 不正な取引に関与した取引業者への対応

研究費の不正使用に関与した業者については、3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。

#### 4. 研究者等の意識向上

##### (1) コンプライアンス教育等の実施

- ① 構成員の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発等を実施する。
- ② 特に、公的研究費の不正防止等を図るため、コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかの理解を深めるため、コンプライアンス教育を実施する。なお、コンプライアンス教育では、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、当財団への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の当財団の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、機関における不正対策等について説明する。
- ③ コンプライアンス推進責任者は、実施に際し、受講者の受講状況及び理解度について把握するため、受講者に対し、理解度チェックシート（別紙様式 1）への記入、提出を求める。なお、提出された理解度チェックシートは運営管理室で管理することとし、理解度が低い受講者に対しては、再度コンプライアンス教育を実施する。
- ④ コンプライアンス推進責任者は、構成員の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的として、啓発活動を実施する。

##### (2) 誓約文書の徴収

公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、新規採用時に、関係ルールを遵守する旨の誓約書（別紙様式 2）を最高管理責任者に提出しなければならない。なお、提出された誓約書は運営管理室で管理する。

#### 5. 不正防止計画の絶えざる点検と見直し

不正防止計画については、当財団や他機関等における不正事例の検証結果や、文部科学省等からの情報提供、他機関等における対応等を勘案しつつ、絶えざる点検と見直しを行うものとする。

#### 6. 補則

本計画の制定及び改廃は、浜松光医学財団における公的研究費の管理・監査要領に準ずる。

附則

令和 8 年 6 月 11 日制定

## 誓約書

年 月 日<sup>1</sup>

浜松光医学財団 理事長 様

（取引業者名）

住 所

会 社 名

代 表 者 名

公的研究費（科学研究費助成事業等）による貴財団からの受注業務において、下記の項目を遵守することを誓約します。

### 記

1. 貴財団の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
2. 内部監査、その他調査において、取引帳簿の閲覧・提出の要請に協力すること
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
4. 貴財団の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

以上

---

### （作成上の注意）

1. 日付は記入日を記入。
2. 公的研究費による取引について、取引業者と契約書を締結する場合（取引業者から請書を徴取する場合も含む）は、必ず本誓約書を提出させること。
3. 本誓約書は運営管理室で管理する

## 公的研究費の使用にあたっての理解度チェックシート

※ 次の項目にチェックをお願いします。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）		
①	公的研究費の原資が国民の貴重な税金等で賄われていることを十分認識している。	1. はい 2. いいえ
②	公的研究費を適正に管理するために必要な事項を示すことを目的に策定された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の存在を知っている。	1. はい 2. いいえ
③	公的研究費の不正使用の「不正」の定義を説明できる。	1. はい 2. いいえ
④	公的研究費の不正使用の事例をいくつか挙げるができる。	1. はい 2. いいえ
⑤	「不正」を発生させる要因（リスク）に注意を払い、不正が発生しないよう自発的な改善に取り組むことができる。	1. はい 2. いいえ
⑥	公的研究費の不正な受給や使用が認定された場合は、配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限、公表等の措置があることを認識している。	1. はい 2. いいえ
⑦	研究活動における不正行為（ねつ造・改ざん・盗用等）に関しては、別のガイドラインである「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が策定されていることを知っている。	1. はい 2. いいえ
「公的研究費の管理・監査要領」等（浜松光医学財団）		
⑧	国のガイドラインを踏まえ、当財団においても、公的研究費の不正使用を防止するため、適正に研究費を管理するための具体的な手続きや留意事項、参考資料を整理した「公的研究費の管理・監査要領」等を作成していることを知っている。	1. はい 2. いいえ
⑨	公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に求めている「誓約書」を提出している。	1. はい 2. いいえ
⑩	公的研究費の不正な受給や使用が認定された場合は、機関内での人事処分だけでなく、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果が公表されることを認識している。	1. はい 2. いいえ

年 月 日<sup>2</sup>

所 属：

職 名：

氏 名：

（作成上の注意）

1. 理解度の高くない受講者に対しては、再度コンプライアンス教育を実施する。
2. 本チェックシートの提出がない限り公的研究費の申請をしてはならない。
3. 本チェックシートは、運営管理室で管理する。

## 公的研究費の使用・運営・管理にあたっての誓約書

浜松光医学財団 理事長 殿

私は、以下の事項を遵守することをここに誓います。

### 記

1. 公的研究費の原資が国民の貴重な税金等で賄われていることを十分認識し、研究活動及び公的研究費の使用並びに、運営・管理において一切の不正を行わないこと。
2. 公的研究費により研究を遂行、又は運営・管理するにあたり、当財団が定める規則等及び公的研究費の配分機関が定める使用規則等を遵守すること。
3. 規則等に違反して、不正を行った場合は、当財団や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。
4. コンプライアンス教育等を受講し、公的研究費の使用規則等に関する知識の習得に努めること。
5. 取引業者との関係において、疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動すること。

以上

年 月 日<sup>3</sup>

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

( 自 署 )

---

### (作成上の注意)

1. 日付は記入日を記入。
2. 公的研究費の配分機関より、誓約書に類する確認書等の提出が義務付けられている場合も併せて提出する。
3. 本誓約書の提出がない限り、公的研究費の申請をしてはならない。
4. 本誓約書は運営管理室で管理する。